

環境活動レポート

対象期間 令和4年4月1日～令和5年3月31日



那覇市・南風原町環境施設組合

発行年月 令和6年3月

目次

1. 環境経営方針	2
2. 事業活動の概要	3
2-1. 組合の概要	3
2-2. 施設の概要	4
(1) 那覇・南風原クリーンセンター	4
(2) 那覇エコアイランド	5
(3) 環境の杜ふれあい	6
(4) 環境の杜ふれあい公園	7
2-3. 令和4年度実績	8
2-4. 施設の規模等	8
3. 実施組織	9
4. 環境経営目標と実績	10
4-1. 環境経営目標	10
4-2. 環境実績	11
5. 環境経営計画	13
6. 環境への取組結果の評価、次年度の取組内容	14
7. 代表者による全体の評価と見直し	16
8. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	17
8-1. 当組合に適用される環境関連法規	17
8-2. 苦情・訴訟について	17

1. 環境経営方針

＜行動指針＞

公害防止と環境保全を最優先し、安全で安定的なごみ処理を実現するとともに、持続可能な資源循環型の社会に貢献できる施設を目指して、下記項目に取り組みます。

記

1. 環境関連法規等及び地域住民と締結した公害防止協定を^{じゅんしゅ}遵守します。
2. 節電及び化石燃料の^{ていげん}逡減に努め、二酸化炭素排出量を削減します。
3. 廃棄物の発生抑制、資源物のリサイクル、グリーン購入を進めます。
4. 水資源の節水及び再利用を実施します。
5. 化学物質は環境に配慮し適正に使用します。
6. 一般廃棄物処理において熱回収し環境に配慮します。
7. 環境教育を実施し、環境全般に対する職員の意識改革に努めます。
8. 持続可能な経済・社会づくりのため、環境経営の継続的改善を推進します。
9. 環境活動レポート等を公表すると共に、環境活動啓発を行います。

改定 令和6年3月27日
那覇市・南風原町環境施設組合
事務局長

2. 事業活動の概要

2-1. 組合の概要

- (1) 名 称 那覇市・南風原町環境施設組合
- (2) 構成団体 那覇市、南風原町
- (3) 設立年月 平成11年11月22日（沖縄県知事許可）
- (4) 設立許可日 那覇市 平成11年11月22日、南風原町 平成11年11月22日
- (5) 組合機構（令和4年4月1日現在）
- 行政機関 管理者 城間 幹子（那覇市長）
副管理者 赤嶺 正之（南風原町長）
会計管理者 島袋 久枝（那覇市会計管理者）
事務局長 新垣 和彦（環境管理責任者）
職員数 37人
- 議決機関 組合議会議員 9人（那覇市6人、南風原町3人）
○ 監査委員 2人（識見者1人、議員1人）
- (6) 所在地 沖縄県島尻郡南風原町字新川 650 番地
- (7) 事業計画の概要
那覇市・南風原町環境施設組合は、「那覇市及び南風原町から搬入されるごみ（一般廃棄物）を処理する、ごみ処理施設の建設」を目的に設立された一部事務組合である。その後、還元施設と最終処分場を建設し、3施設の管理運営の業務を行っている。
- (8) 事業の範囲
- ①ごみ処理施設「那覇・南風原クリーンセンター」の設置及び管理運営に関する事務
②最終処分場「那覇エコアイランド」の設置及び管理運営に関する事務
③還元施設「環境の杜ふれあい」の設置及び管理運営に関する事務
※全施設が、環境活動対象施設である。
- (9) 環境管理責任者及び担当課（令和4年4月1日現在）
環境管理責任者 事務局長 新垣 和彦
担当課（環境活動事務局） 総務企画課
Tel 098-882-6713 FAX 098-882-6722

2-2. 施設の概要

(1) 那覇・南風原クリーンセンター (南風原町字新川 650 番地)

①処理方式 全連続燃焼式ストーカ炉 (廃熱ボイラー付) + 電気式灰溶融炉
+ 破碎選別設備 (もやさないごみ、そごみ)

②処理能力 a: 焼却炉 450 t / 日 (150 t / 日 × 3 炉)
b: 灰溶融炉 52 t / 日 (26 t / 日 × 2 炉)
c: 破碎選別設備 39 t / 5 h (もやさないごみ 33 t / 5 h、
そごみ 6 t / 5 h)

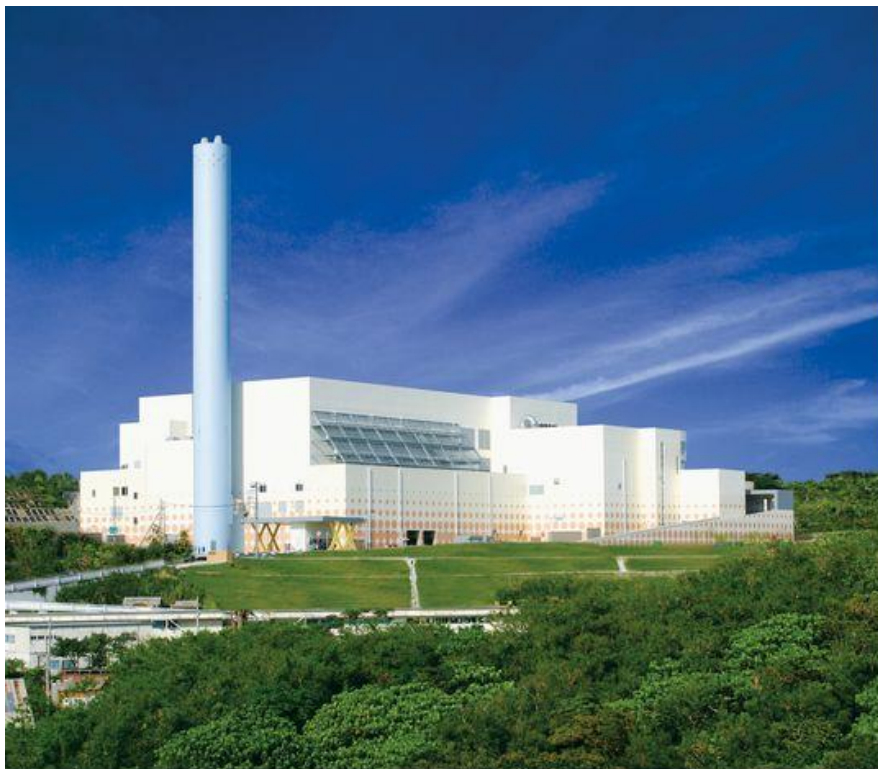
③ボイラ 水管ボイラ、最大蒸発量 (23 t / h × 3 缶)
蒸気圧力 4.0 MPa (40.8 kg/cm²) 蒸気温度 400°C

④発電容量 8,000 kW

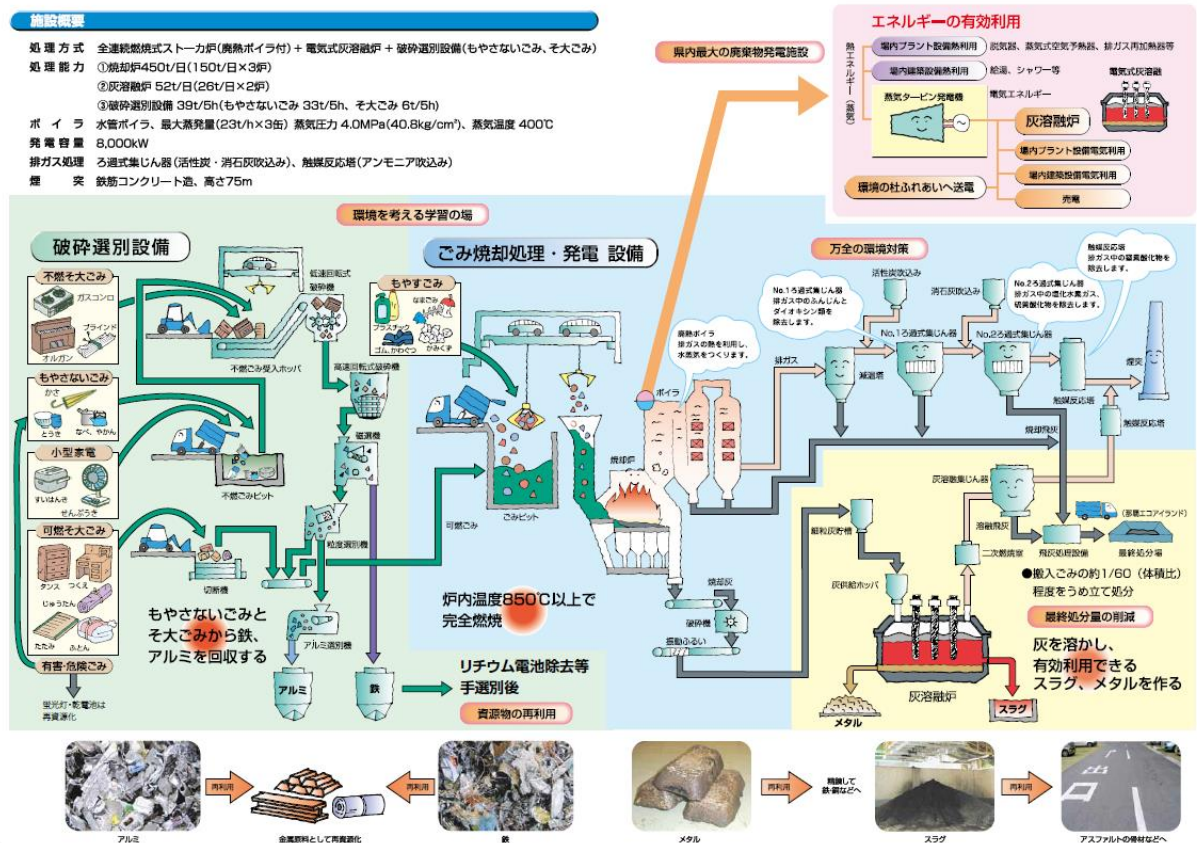
⑤排ガス処理 ろ過式集じん器 (活性炭・消石灰吹込み)、
触媒反応塔 (アンモニア吹込み)

⑥煙 突 鉄筋コンクリート造、高さ 75m

⑦車 両 ホイルローダー 1 台、ミニ油圧ショベル 1 台、フォークリフト 1 台
4 t ダンプ 1 台、8 t ダンプ 1 台、小型乗用車 2 台 (電気自動車)



〈処理フロー図〉



⑧管理運営の方式及び業務内容

【委託部門】焼却炉(発電設備を含む)及び灰溶融炉の運転管理業務、維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務及び関連業務

【直営部門】計量業務、プラットホームの監視業務及び破砕選別設備の運転管理業務、(16人) 維持管理業務、環境管理業務、情報管理業務及び関連業務

⑨環境を考える学習の場

ごみに関する様々な情報や知識をゲーム感覚で学習し、各機器の仕組みや役割を楽しく理解してもらうための工夫をして、施設見学を受け入れている。また、屋上をはじめ敷地内緑化に取り組んでいる。

令和4年度施設見学者数 3,485人

研修室収容定員 160人

⑩処理手数料 家庭系一般廃棄物(60円/10kg)、事業系一般廃棄物(130円/10kg)

⑪供用開始 平成18年4月

(2) 那覇エコアイランド(那覇市港町4丁目3番6の地先)

①処理方式 流入調整+第1凝集沈殿処理(カルシウム凝集)
+生物処理(硝化・脱窒・再ばっ気)+第2凝集沈殿処理
+高度処理(砂ろ過・活性炭吸着)+消毒放流設備

②処理する廃棄物の種類 処理飛灰、溶融処理物

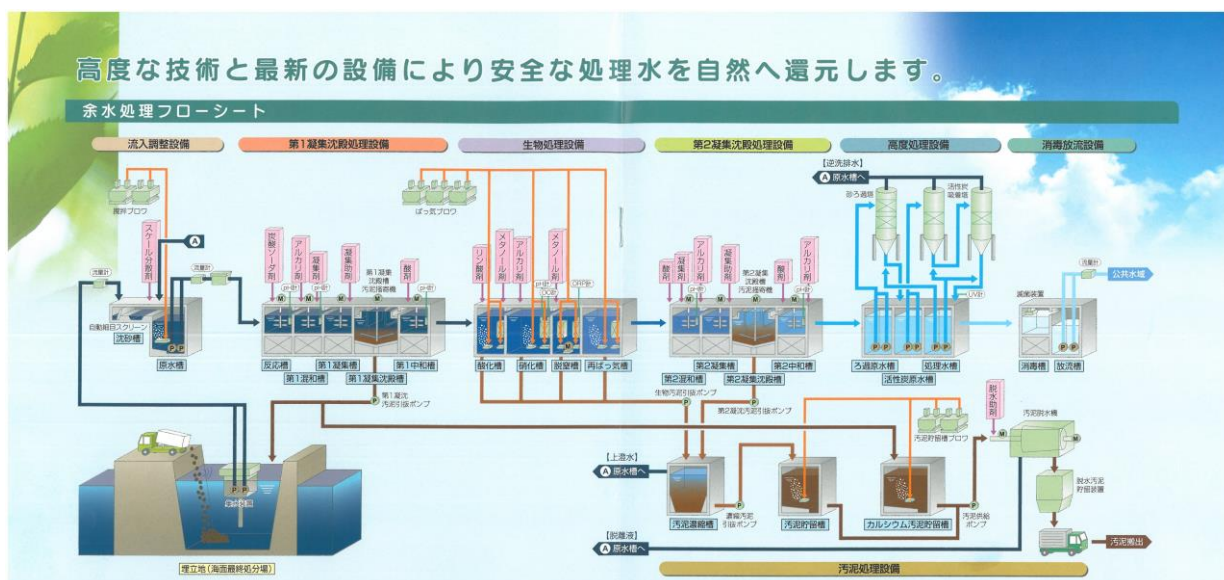
③処理能力 90 m³/日

④管理運営の方式及び業務内容 管理運営委託（4 人）

⑤供用開始 平成 19 年 4 月



〈エコアイランド排出処理の流れ〉



（3）環境の杜ふれあい（南風原町字新川 588 番地）

①屋内施設 体育室（695m²）、トレーニング室（140m²）、研修室（114m²）
談話室（58m²）、会議室（38m²）、浴室（197m²）、サウナ（19m²）
岩盤浴（46m²）、体力測定室（22m²）、学習コーナー（41m²）等

②屋外施設 多目的広場（60m×40m芝生広場）、駐車場（77 台収容）

③管理運営の方式及び業務内容 指定管理者制度（22 名）

④電 気 那覇・南風原クリーンセンターの余剰電力を使用。

⑤開 館 年 平成 19 年 7 月



(4) 環境の杜ふれあい公園

①公園の概要

芝広場	(有料施設)	約 1,600 m ²
多目的広場		約 8,900 m ²
駐車場		58 台 (内、障がい者専用 2 台)

②管理運営の方式及び業務内容

維持管理：業務委託 5 名、直営

③開園年 令和 3 年 7 月



2-3. 令和4年度実績

(1) ごみ処理量（資源ごみを除く） 総搬入量 97,389 t（約 266.82 t/日）

- ①もやすごみ 93,029 t (95.52%)
- ②もやさないごみ 2,229 t (2.29%)
- ③そ大ごみ 2,131 t (2.19%)

(2) 発電量、買電量、使用電力量及び売電量

- ①発電量 49,874,510kWh
- ②買電（受電）量 1,002,162kWh
- ③使用電力量 25,463,632kWh
- ④売電（逆送）量 25,413,040kWh

(3) 有価物売払量 6,672 t（約 555.99 t/月）

- ①鉄類 1,253 t（約 104.42 t/月）
- ②アルミ 39 t（約 3.21 t/月）
- ③スラグ 4,775 t（約 397.94 t/月）
- ④熔融メタル 605 t（約 50.41 t/月）

(4) 最終処分量 4,061.39 t (3,683.29 m³)

- ①処理飛灰 3,997.93 t (3,634.48 m³)
- ②熔融処理物 63.46 t (48.81 m³)

2-4. 施設の規模等

(1) 那覇・南風原クリーンセンター

敷地面積 37,997m² 建築面積 10,125m² 延べ床面積 23,938m²

活動規模	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
資源投入量	t	98,307	95,594	97,389
従業員組合 ※1	人	34	35	37

(2) 那覇エコアイランド

埋立容量約 107,000 m³ 敷地面積 2.7 ha 建築面積 1,115.8m² 延べ床面積 1,797.7m²

活動規模	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
埋立量	m ³	3,706	3,343	3,683
残余容量	m ³	40,357	37,014	33,331

(3) 環境の杜ふれあい

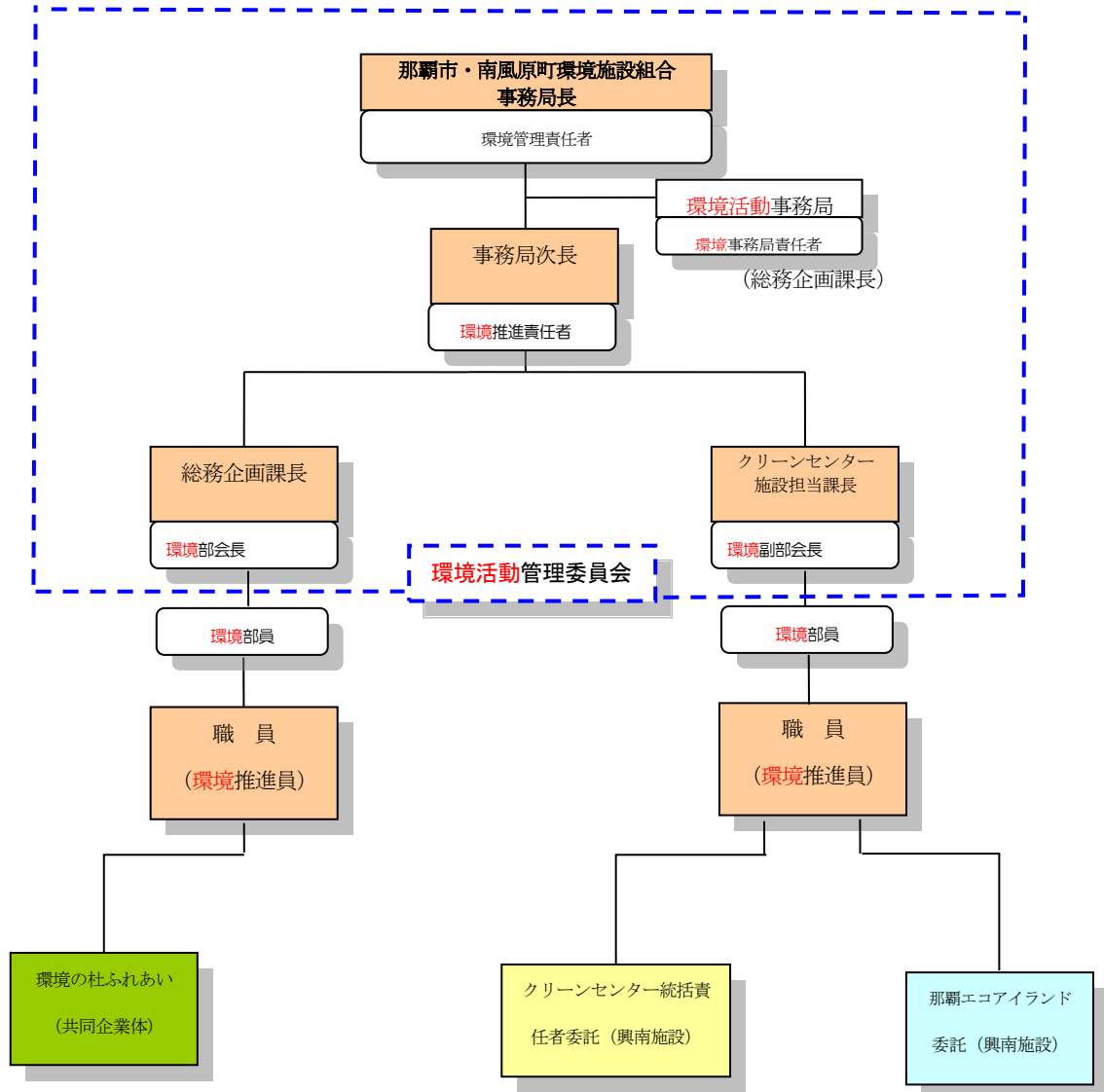
敷地面積 10,553m² 建築面積 3,069m² 延べ床面積 3,068m² ※2

※1 従業員は那覇・南風原クリーンセンター組合職員（会計年度任用職員含む）のみ表示。那覇エコアイランド及び環境の杜ふれあいについては、委託及び指定管理者のため省略。

※2 環境の杜ふれあいの建築面積及び延べ床面積は財産台帳より記載。

3. 実施組織

(令和4年4月1日現在)



- 環境推進責任者は、環境活動部会及び環境推進員へ環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画等の啓発を行う。
- 職員は、環境推進員として、環境経営方針、環境経営目標、環境経営計画等を理解し、環境経営計画を実施する。
- 取り組む環境経営目標は、次に示す通りである。
 - ①環境法令の遵守及びそれに基づくリスク管理、②二酸化炭素排出量の削減、③廃棄物処理量削減及びリサイクル率の向上、④使用水量の削減、⑤グリーン購入率の向上、⑥コピー用紙使用量の削減、⑦化学物質は環境に配慮し適正に使用する、⑧一般廃棄物処理において熱回収し環境へ配慮する。

4. 環境経営目標と実績

4-1. 環境経営目標

今回は基準値を令和2年度とし、令和4年度～令和6年度目標値を新たに設定した。

エコアクション21の必須項目であるCO₂の排出量に関して、当組合は、構成市町から排出される一般廃棄物の処理施設であり、CO₂排出の要因である受入ごみ量の削減目標を自らでは設定できないため、平成30年度基準量と同量に横ばいに推移するものとした。

化学物質の適正使用については、ごみ焼却に伴い発生する有害物質を法令規制値以下に抑制する事を目的としている事から、地域との「公害防止協定」で約束した協定値を遵守する。

	単位	令和2年度 基準	令和4年度 目標	令和5年度 目標	令和6年度 目標
CO ₂ 排出量及び目標値 (ごみ焼却に伴う)	t-CO ₂	※1 45,858	0% 45,858	0% 45,858	0% 45,858
廃棄物排出量及び目標値 ※2	t	1.04	△1% 1.02	△1% 1.02	△1% 1.02
使用水(上水)量及び目標値 ※3	m ³	17,341	△1% 17,167	△1% 17,167	△1% 17,167
グリーン購入率及び目標値※4	%	73.5	1% 74.2	2% 74.9	3% 75.7
リサイクル率及び目標値※5	%	7.38	0% 7.38	0% 7.38	0% 7.38
コピー用紙使用量及び目標値※6	枚	108,000	△1% 106,920	△2% 105,840	△3% 104,760
熱回収量	kWh	506.29	0% 506.29	0% 506.29	0% 506.29
化学物質使用目標	環境に配慮し適正に使用します。				

対象期間は令和4年度～令和6年度

令和2年度基準値は実績値

※1 令和2年度 CO₂ 排出量の基準値は、組合、環境の杜ふれあい及びエコアイランド分(44,538,494 kg-CO₂+(購入電力 930,537 kWh×排出係数 0.786 kg-CO₂=731,402 kg-CO₂))=45,269,896 kg-CO₂で算定。【購入電力の排出係数は、沖縄電力の平成30年度実排出係数0.786(kg-CO₂ /kWh)を用いた。】

令和4年度、令和5年度、令和6年度の CO₂ 排出量実績値の算定においても排出係数は固定し、平成30年度の排出係数「0.786」にて算定する。

※2 廃棄物排出量目標値は、基準年に対して1%削減を目標とする。

※3 上水使用量目標値は、基準年に対して1%削減を目標とする。

※4 グリーン購入率は、組合内で使用する特定調達物品についてのみを対象としている。

目標値は基準値対し毎年度1%増を目標とする。

※5 リサイクル率は、受託した一般廃棄物処理量からリサイクルされる割合(循環資源率)を算出。

算定式は、循環資源使用量/資源使用量で示す。構成市町から排出される廃棄物のため循環資源量を自ら増やすことが難しいため目標値は、平成30年度基準率と同率を維持するものとした。

※6 コピー使用量目標値は、基準年に対して毎年度1%削減を目標とする。

4-2. 環境実績

環境への負荷			単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度
① 温室効果ガス排出量	二酸化炭素 ※1		kg-CO ₂	45, 878, 066	40, 009, 714	43, 360, 429
② 受託した一般廃棄物の 処理量	収集運搬量		t	—	—	
	中間処理量		t	98, 307	95, 594	97, 389
	うち再資源化等量		t	108, 355	94, 670	104, 555
	最終処分量		t	—	—	
	中間処理後の一廃の処分量※2		t	4, 173	3, 789	4, 156
	中間処理後の一廃の再資源化等量		t	108, 355	94, 670	104, 555
③ 廃棄物排出量及び 廃棄物最終処分量	一般廃棄物	(再生利用)	t	1. 04	0. 77	0. 53
		(熱回収量)	t	0. 00	0. 00	0. 00
		最終処分量	t	0. 00	0. 00	0. 00
	産業廃棄物	()	t	—	—	—
		最終処分量	t	—	—	—
	④ー1 総排水量	公共用水域		m ³	—	—
下水道		m ³	14, 432	12, 891	13, 891	
④ー2 水使用量	上水		m ³	17, 341	12, 554	21, 339
	工業用水		m ³	81, 862	83, 974	90, 467
	地下水		m ³	—	—	—
⑤ 化学物質使用量			kg	26, 700	24, 930	27, 750
⑥ エネルギー使用量	購入電力(新エネルギーを除く)		MJ	9, 773, 064	21, 012, 182	3, 877, 704
	化石燃料		MJ	10, 528, 329	9, 759, 448	12, 387, 209
	新エネルギー		MJ	180, 711, 864	160, 107, 444	179, 548, 236
	その他		MJ	—	—	—
⑦ー1 物質使用量 (スラグ、メタル等)	資源使用量		t	98, 307	95, 594	97, 389
	循環資源使用量		t	7, 252	5, 338	6, 672
⑦ー2 リサイクル率 (スラグ、メタル等)	循環資源率		%	7. 38	5. 58	6. 85
⑧ サイト内で循環的利用 を行っている物質量等	利用された物質量		t	—	—	—
	水の利用量		m ³	27, 740	27, 740	27, 740
⑨ グリーン購入率			%	73. 5	64. 5	77. 2
⑩ コピー用紙使用量			枚	108, 000	107, 500	128, 500
⑪ 熱回収量 ※3	トン当たりの発電量		k W h	506. 29	489. 14	495. 59
⑫ 施設内見学者数			人	1, 920	1, 483	3, 485

特 記 事 項

- ※1 二酸化炭素排出係数は令和2年度～令和4年度の間は、平成30年度の「0.786」にて固定。
- ※2 中間処理後の一廃の処分量は、一部産廃処分量も含む。
- ※3 熱回収量は、トン当たり発電量を用いた自家発電量／ごみ焼却量で表している。

視察見学者からのお礼の手紙



5. 環境経営計画

対象施設等	項目・内容
管 理 棟	(1)CO₂排出量及び総エネルギー量の削減 ①室内温度が28℃程度になるように設定。 ②非使用カ所の消灯の徹底を図る。 ③自然風光を積極的に有効活用する。 (2)水資源投入量の削減 ①不必要な開栓をしないよう周知を図る。 ②水道埋設管の漏洩の有無確認のため定期的にメーターを確認する。 (3)廃棄物の削減 ①4Rに基づく環境づくり(ごみ箱、資源回収箱の設置及び配置等適正分別し易い環境づくり)を行う。 ②グリーン購入を徹底する。 (4)用紙の削減 ①使用済み用紙の裏面を利用する。 ②両面コピーを推進する。 ③パソコンのインフォメーション活用によるペーパーレスを推進する。
工 場 棟 ・ 那覇エコアイランド	(1)委託業者及び納入業者については、環境活動へ協力を要請する。 (2) CO₂排出量の削減 ①使用重機の状況を確認し、適正な運行を行う。 ②車両の自主的点検整備を継続して行う。 (3)水資源投入量の削減 ①不必要な開栓をしないよう周知を図る。 ②水道埋設管の漏洩の有無確認のため定期的にメーターを確認する。
廃棄物搬入者・ 那覇エコアイランド	(1)委託業者及び納入業者については、環境活動へ協力を要請する。 (2) CO₂排出量の削減 ①アイドリングストップを推奨する。 (3)水資源投入量の削減 ①洗車時の節水について周知を図る。
外部に対し での広報等	①施設周辺の不法投棄パトロールを実施する。 ②5月30日(ごみゼロの日)の施設周辺の清掃活動を実施する。 ③ホームページを活用する。 ④施設見学者に環境活動についての啓発活動を行う。
環境の杜ふれあい	①4Rに基づく環境づくりを行う。 ②利用者に対して環境活動への協力を呼びかける。 ③エアコンの温度を調整し、事務所室内温度が28℃程度になるように設定する。 ④非使用カ所の消灯の徹底を図る。 ⑤施設管理を徹底する。

6. 環境への取組結果の評価、次年度の取組内容

No	項目	単位	令和2年度 実績	令和4年度		評価
				目標	実績	
1	CO ₂ 排出量及び削減目標	t-CO ₂	45,858	0.0% 45,858	△5.44% 43,360	○
2	廃棄物排出量及び削減目標	t	1.04	△1.0% 1.02	△48.03% 0.53	○
3	使用水（上水）量及び削減目標	m ³	17,341	△1.0% 17,167	5.76% 18,157	×
4	グリーン購入率	%	73.5	1.0% 74.2	4.04% 77.2	○
5	リサイクル率	%	7.38	0% 7.38	△0.07% 6.85	×
6	コピー用紙使用量及び削減目標	枚	108,000	△1% 106,920	20.18% 128,500	×
7	熱回収量（トン当たり発電量）	kWh	506.29	0.0% 506.29	△2.11% 495.59	×
8	化学物質使用量	Kg	26,700	—	20.52% 32,180	—

※基準値を令和2年度実績としており、新型コロナウイルス感染症による影響がある。

6-1. CO₂排出量

目標値に対し実績値は5.44%の減となっており、目標達成である。

次年度の取組内容：構成市町と連携して分別指導及びごみ搬入量等の削減に努めていく。

6-2. 廃棄物排出量

目標値に対し実績値は48.03%の減となっており削減は達成である。

次年度の取組内容：廃棄物排出量削減について引き続き削減に努めていく。

6-3. 使用水量

目標値に対して5.76%の増で目標未達成である。

未達成の要因として、基準となる令和2年度は新型コロナウイルス感染症により環境の杜ふれあいの休館や利用制限があったため、使用水量が少なくなったと考えられる。

次年度の取組内容：今後も引き続き、環境の杜ふれあい及び事務所内について節水の取組みを継続していく。

6-4. グリーン購入率

目標値 74.2%に対して実績値は 77.2%となっており目標達成である。環境ラベルの有無を確認して購入しており、購入品目によっては環境ラベルに対応していないものもある。令和2年度実績値と比較して3.7ポイントの増であった。

次年度の取組内容：購入方針に沿って引き続き取り組みを継続していく。

6-5. リサイクル率

目標値 7.38%に対して実績値は 6.85%で目標未達成である。リサイクル率の算出方法は資源重量（可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ）に対して循環資源（鉄類、スラグ、メタル等）量の重量割合である。循環資源量の割合の多い方がリサイクル率が向上する。

6-6. コピー用紙使用量

目標値 2%減に対して実績値は 20.18%の増で目標未達成である。

その要因として、令和3年12月より持ち込みごみの事前受付が始まり、受付用紙を計量棟へ印刷して渡しているため、使用量が増えているためと考えられる。

次年度の取組内容：今後も裏紙の使用、パソコンによるインフォメーションの活用など使用量の減に引き続き取り組みを継続していく。

6-7. 熱回収量（自家発電量／ごみ焼却量で算出）

当施設はごみの焼却に伴う廃熱で自家発電しており、環境に負荷をかけない運用であることは評価できると考える。また、施設内の電気を全て賄い、還元施設「環境の杜ふれあい」にも供給し、更に余った電気（余剰電力）を電力会社へ売電している。

次年度の取組内容：クリーンセンターの安全、安定的な稼働に向けて廃棄物発電の取り組みを図っていく。

6-8. 化学物質使用量

有害物質を基準値以下に抑えるために化学物質を適正に使用し、地域と結んだ「公害防止協定」の協定基準値を遵守している。

次年度の取組内容：今後も適正使用に努める。

7. 代表者による全体の評価と見直し

今回の環境への取組結果の評価については、7 項目中 4 項目が達成できなかった。

「CO2 排出量」と「廃棄物排出量」、「グリーン購入率」については、目標を達成することができた。引き続き環境への負荷等に配慮し事業活動に取り組むものとする。

次に目標を達成することができなかった 4 項目については、目標達成に向けて取り組みを強化していく。

「使用水量」については、目標値 1%減に対して実績値が 5.76%の増であった。その要因として、基準となる令和 2 年度は新型コロナウイルス感染症により環境の杜ふれあいの休館や利用制限があったため、使用水量が少なくなったと考えられる。

「コピー用紙使用量」は目標値 1%減に対して実績値が 19.71%の増であった。その理由として、令和 3 年 12 月より持ち込みごみの事前受付が始まり、受付用紙を計量棟へ印刷して渡しているため、使用量が増えている。

今後においても、公害防止と環境保全を最優先し、安全で安定的な廃棄物処理施設としての管理運営に努め、環境への取組み状況について検証及び見直しを行うとともに、持続可能な経済・社会づくりのためにSDGsへの取り組みも含め、循環型社会の構築に貢献できる施設として、業務全体の改善が図られるよう取り組んでいきたい。

8. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

8-1. 当組合に適用される環境関連法規等

No.	環境関連法規制等	主な条項 (令:施行令、則:規則)	手続き・遵守事項	関係する法令等	担当部署	遵守 状況
1	ダイオキシン類対策特別措置法	第8条第1項、第12条第1項、第28条第1項～第3項	・排出基準の遵守・特定施設の設置届出 ・排出ガス、ばいじん及び焼却灰等の測定と県への報告	同法施行令・施行規則	クリーンセンター	○
2	大気汚染防止法	第3条、第6条第1項、第16条第18条	・排出基準の遵守・特定施設の設置届出 ・ばい煙量等の測定	同法施行令・施行規則	クリーンセンター	○
3	騒音規制法	第5条、第6条第1項	・規制基準の遵守 ・特定施設の設置届出	同法施行令・施行規則	クリーンセンター	○
4	振動規制法	第5条、第6条第1項	・規制基準の遵守 ・特定施設の設置届出	同法施行令・施行規則	クリーンセンター	○
5	廃棄物の処理及び清掃に関する法律	第9条の3第1項、第5項～第7項	・一般廃棄物処理施設の設置届出 ・焼却施設、最終処分場の維持管理基準及び計画による維持管理 ・維持管理状況のインターネットでの開示など	同法施行規則	クリーンセンター	○
6	公害防止協定書(周辺7自治会との協定書)		・排ガス排出濃度の協定値遵守及び測定結果の報告 ・ごみ搬入車両対策・センター内の衛生管理		クリーンセンター	○
7	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律※環境汚染物質排出移動登録制度(PRTR)	第5条	・化学物質排出量及び移動量の把握 ・毎年度測定結果を県を経由し、国へ報告	同法施行令・施行規則	クリーンセンター	○
8	消防法	第8条、第17条3の3	・消防訓練の実施 ・消防設備点検結果を所管消防署へ報告(3年に1回)26年度実施	・那覇市・南風原町環境施設組合消防計画 ・同法施行令・施行規則	クリーンセンター	○
9	電気事業法	第106条	沖縄総合事務局経済産業部へ報告 ・自家用発電所運転半期報(年2回)	電気関係報告規則第2条	クリーンセンター	○
10	・水質汚濁防止法 ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律	・水濁法:第14条第1項 ・廃掃法:第8条の2第1項第1号	・放流水(44項目)の水質検査(1回/年) ・放流水(5項目)の水質検査(1回/月) ・周辺海域の水(25項目)の水質検査(2回/年)	一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令	クリーンセンター	○
11	最終処分場の整備と管理に係る協定	第5条3項	・上記3項目(10)を那覇港管理組合へ報告(1回/年)	最終処分場の整備と管理に係る協定書5条3項に係る協議	クリーンセンター	○
12	浄化槽法	第10条、第11条	浄化槽の清掃・点検2回/月	環境省関係浄化槽法施行規則沖縄県浄化槽取扱要綱	総務企画課	○
13	那覇市・南風原町環境施設組合グリーン購入指針	4 物品の購入方法(4)	本組合指針による運用状況の報告(年2回)	グリーン購入法	総務企画課	○
14	フロン排出抑制法	第16条、19条、86条	空調機の定期点検(年2回)	同法施行令・施行規則	総務企画課 クリーンセンター	○
15	雨水の利用の推進に関する法律	第5条	雨水を継続的に活用		総務企画課 クリーンセンター	○

○環境関連法規等遵守状況確認の手順

①確認時期: 年1回12月までに行う。

②確認方法: インターネット等を活用して情報収集を行う。

③確認体制: 各担当者が環境関連法規等の遵守状況をチェックし、必要に応じて修正等を行い、確認日及び確認者押印を行う。各課でとりまとめ環境活動推進責任者(事務局次長)の承認を得た上で、事務局へ報告する。事務局はそれを一覧表に取りまとめる。

○違反等の指摘について: 関係当局からの違反等の指摘はない。

8-2 苦情・訴訟について : 当組合の環境関連に関する苦情・訴訟はない。